

令和3年9月第3回八街市議会定例会会議録（第2号）

1. 開議 令和3年9月3日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
建 設 部	長	市 川 明 男

財 政 課 長 和 田 暢 祥

・連絡員

総 務 部 参 事 片 岡 和 久

秘 書 広 報 課 長 田 中 和 彦

社 会 福 祉 課 長 堀 越 和 則

農 政 課 長 相 川 幸 法

道 路 河 川 課 長 中 込 正 美

.....

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加 曾 利 佳 信

教 育 次 長 関 貴 美 代

・連絡員

教 育 総 務 課 長 井 口 安 弘

.....

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 澤 孝 行

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 日 野 原 広 志

副 主 幹 須 賀 澤 勲

主 査 渋 谷 佳 子

主 査 嘉 瀬 順 子

主 任 主 事 今 関 雅

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

令和3年9月3日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。

議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

初めに、監査委員から、7月予算執行分に係る例月出納検査報告書と各会計の決算審査意見書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、本日の欠席の届出が小向繁展議員よりありました。

以上で報告を終わります。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますのであらかじめ申し上げます。

それでは、日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう特にお願いをいたします。なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申合せにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間制で行います。

それでは、順次、質問を許します。

最初に、やちまた21、加藤弘議員の代表質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。

通告に従い順次ご質問いたします。

質問の第1は安全・安心について伺います。

国においては、6月28日の八街市における酒気帯び運転を原因とし、下校途中の児童の死傷者を出した事故を重く受け止め、全国の公立学校の通学路の安全点検状況を10月25日までに取りまとめるよう指示が出されたと伺ったところであります。

そこで、質問要旨の第1は、通学路の安全点検状況について伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

千葉県教育委員会より「小学校の通学路の緊急一斉点検の実施について」の通知を受け、教育委員会では各小学校へ「命に関わる危険箇所」という観点で調査を指示いたしました。各小学校は、職員、保護者、地域、児童の意見を取り入れて報告をまとめました。

その結果、市内8校で全160か所が挙げられ、4日間にわたり、学校、佐倉警察署、印旛土木事務所、道路河川課、防災課、教育委員会で現場を点検し、対応策と今後の見通しに

ついて話し合いました。

内容につきましては、短期で対応できる箇所が107か所、時間を要する箇所が43か所、通学路として使われていない箇所が10か所でした。

短期で対応できると判断された箇所については、順次対応を進めてまいります。

なお、引き続き関係機関と連携を図りながら通学路の安全確保の徹底に努めてまいります。

○加藤 弘君

ただいまの答弁では、点検箇所160か所余りあるというようなことでございますけれども、これを行政だけで全て行うのは大変な労苦と費用等を要すると思います。そういう面で地域のPTA組織や見守り隊、各区の協力をいただくことは検討されておるのか、その辺をお伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

朝陽小学校児童の事故を受け、各学校ではPTAや地域の皆様による児童・生徒の安全を守るための見守り活動を強化いたしました。

教育委員会では、先月の臨時議会で承認いただきました補正予算で見守り活動に必要な消耗品、帽子やベスト、横断旗を購入し、市内全小学校へ配布、児童・生徒の登下校の安全確保にご協力をお願いいたします。

さらに、各区長宛に8月4日付回覧文書にて、二学期以降も引き続き登下校の見守りの協力をお願いいたしました。

○加藤 弘君

この調査の期間の終了後、地域や保護者から新たな危険箇所等のご連絡はないのか、その辺をお伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

通学路の緊急一斉点検後の危険箇所の報告については、一部の区長や地域の方から通学路や通学路以外の箇所について要望がありました。その箇所につきましては、内容を精査し、すぐに対応できる箇所から各課と連携し取り組んでまいります。

○加藤 弘君

そういう中で、私も前から気が付いていたんですけど、今回の調査の中には入っていないんじゃないかと思うんですけど、川上小学校、あその正門、交差点のほぼ真ん中に来ているんじゃないか。これは小谷流方面から上がってきた車は、あそこで右折することがほぼ不可能です、危険で。セブンイレブンの脇から手前を右折して、また右折して、学校の方へ行くというような形です。その辺で、この危険を排除するために車両の出入口、その辺の検討をすべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

ご指摘の川上小学校の正門のところでございますが、市道から県道の方に入っていく道路に

つきましては、昨年度、印旛土木さんの方でプラスチック製なんですけれども、ポールで若干退避するスペースを作っていただきまして、県道に出る際に正門の近くを通らないような対策も取っていただいたところでございます。

○加藤 弘君

それでは、次に移らせていただきます。

スクールバスについてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

6月28日に発生いたしました小学生5人が死傷する重大交通事故を受け、児童・生徒の安全確保という点で、教職員及び保護者の目が一番届きにくいのは登下校時であるということを確認いたしました。

そこで児童の登下校における安全確保のため、朝陽小学校と二州小学校の2校を調査検証校とし、スクールバス運行等の効果や可能性等について検証してまいります。

朝陽小学校は事故の当該校であるため、事故の再発防止、事故後の心理的ケア及びスクールバス運行が及ぼす効果等を検証してまいります。

二州小学校は、市内で唯一5年生から自転車通学する学校です。通学路の大半は交通量の多い県道であり、危険な車道を自転車で走行するため、スクールバスという選択肢を安全対策の代替手段として運行の効果や可能性について検証してまいります。

さらに、交通安全教室の実施に加え、危険箇所についての画像や位置情報等をパソコン端末で記録や編集するといったテクノロジーを活用した新しい安全マップ作り等を通じた安全指導の充実、教職員の研修や保護者や地域の見守り活動の充実に努めてまいります。

○加藤 弘君

ほかの小学校においても、危険箇所が多かったり、通学距離が長かったり等で要望は出されているところはないのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

現在、スクールバスの運行について、他の小学校からの要望はありません。

今後、ほかの小学校については、朝陽小学校及び二州小学校の検証事業を踏まえ、慎重に検討していかねばならないと考えております。

○加藤 弘君

今回の2校は恒久的な決定なのか、または見直しが図られる可能性があるのか、お伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

朝陽小学校は、9月から来年3月までスクールバスを運行し、効果等を検証した後、保護者や児童・生徒の声に寄り添いながら、来年度においても継続できる方向で検討したいと考え

ております。

二州小学校につきましては、自転車通学をなくすことが目的であるため、来年度以降も継続していく方向で考えております。

なお、検証事業を踏まえ、運行路線や乗降場所など、今後、見直しをする場合もございます。

○加藤 弘君

質問の第3です。朝陽小学校付近の残土についてお伺いします。

この残土の山は数年前から見受けられるようになり、多くの方々が撤去に向けご尽力されてきたと伺っておりますが、いまだ片付かず、通学路としての安全上、大変問題があると認知しており、事故が発生する前に対処すべき案件と考えるところであります。

今回の通学路の安全点検状況においても、朝陽小学校の7番に記載されておりますが、残土についてのこれまでの経緯についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

朝陽小付近の残土につきましては、平成28年1月に無許可での堆積を確認しております。

この無許可の残土の堆積を確認した後に、現場に監視カメラを設置いたしまして監視に努め、行為者及び土地所有者に対して是正計画を提出することを記載した残土条例指導事項票を交付いたしまして、指導しております。

しかしながら、行為者及び土地所有者から是正計画の提出はされませんでした。その後、行為者に対しては措置命令書及び勧告書を交付いたしまして、土地所有者に対しても勧告書を交付してまいりました。

そのような指導に対して行為者から撤去する旨の文書の提出がありましたが、一部分の撤去に至るのみとなっております。

今後につきましても、行為者及び土地所有者に対しまして、口頭及び文書にて撤去を求めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

この行為者の所在は確認されているのか。というのは、この行為をした当人は佐倉市から八街市、現在は富里へと住所を移転するという方ですので、その辺の確認はできているのか、お伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

住所地につきましては、文書の発送時に住所地を確認しております。現在の住所地につきましては、事業者及び土地所有者ともに把握をしております。

○加藤 弘君

この残土の山ですけれども、一時仮置きとしての対応をされたと同いしましたが、一時仮置きとは、期間や高さ、面積をどの程度と見ているのか、お伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

この無許可の残土の堆積につきましては、高さが約8メートル、面積は約2千500平方メートルで、土砂の堆積は約1万6千立方メートルとなっております。

条例では、500平方メートル以上の埋立てや堆積は許可案件となり、許可期間は3年以内となっております。施行規則での高さにつきましては、建設発生土で埋立て等の構造の安定計算が行われている場合は、計算上、安全が確保できる高さ、安定計算をしていない場合は10メートル以下、建設発生土以外の土砂等の場合は5メートル以下となっております。

○加藤 弘君

今の答弁だと、無許可で、なおかつ高さも面積も過大であり、明らかに違法な行為。行為者、地権者への対応は、どのようにされてきているのか、お伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

行為者に対しましては、平成28年に無許可での残土の堆積を確認したときより、撤去について数回にわたり文書による指導や改善の勧告等に加え、口頭による指導も行っている状況でございます。

また、土地所有者に対しましても、同様に文書による指導や改善の勧告等を行っておりますが、一部の撤去にとどまっております。

今後も口頭や文書による指導や改善勧告等を行ってまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

先般、ほかの議員さんも同行して印旛土木等にも伺っております。印旛土木では、市の条例があるので県は関与できないとのこと。また、今の条例では対処できない状況が見受けられますが、条例の改正まで踏み込む考えではないのか、お伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

条例の改正につきましては、現在予定はございませんが、今後は国の対応や県及び近隣自治体の状況も踏まえまして、改正の必要性につきまして検討してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

この残土の山が大雨等で崩落する危険等回避の対処を早急にすべきと考えられますが、市の考えについて伺います。

例えば、市が危険を回避できるある程度の高さまで片付け、行為者や地権者に請求するなどの方法についての考え等についても含めてお伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

当該箇所における崩落の危険回避のため、市による一部片付け及び行為者及び地権者への

費用の請求等のことをございます、どのようなことが可能かどうか検討してまいりたいと考えますが、まずは行為者及び土地所有者に対し粘り強く撤去を求めていきたいと考えております。

また、現在に至るまで当該箇所は職員による巡回及び委託業務の中での監視を行っておるところでございます。

今後におきましても引き続き職員による巡回及び委託業務の中で監視を行っていき、当該箇所の安全の確保に努めてまいりますとともに、他の方法や、今、加藤議員が言われましたことを含めまして対応を検討してまいります。

○加藤 弘君

この現場は崩落防止の4寸ぐらいの角材が土に埋め込まれて、その間をブリキ板を、トタンを横にして崩落を防いでいるというような現場でございます。その辺もありますので、残土の山の反対側にグリーンの安全なということで道路に塗装していただいておりますけれども、やはり、この現場の構造から見ると、大変危険ですので、より以上に、今までと同じ方法ではなくて、また、より一步踏み込んだ対処をこれからしていただきたいと。早期に児童・生徒の安全を確保する方法を講じていただきたいなという思いでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。質問の第2は新型コロナウイルス支援対策について伺います。

日々、感染者も増え、自分の身の回りにも及んできております。先般も感染された家族から電話がありまして、家でも感染者が出てしまったので伺えないとの連絡をいただきました。保健所から濃厚接触者と伝えられても、言われるだけで、どのようにしてよいのかも分からない状況のようです。

そこで質問要旨の第1は、ワクチンの接種状況と今後の対応について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

8月30日現在の新型コロナワクチンの接種状況でございますが、1回目の接種率は54.2パーセント、2回目の接種率は42.5パーセントでございます。65歳以上の高齢者における接種率は1回目が85.2パーセント、2回目が83.1パーセントとなります。

現在、基礎疾患を有する方や高齢者施設等従事者への接種と併せまして、45歳以上の方と12歳から18歳の方、妊婦とそのパートナーへの接種を進めております。

今後の計画といたしまして、9月中旬には40歳から44歳の方に、10月に39歳以下の方への接種を開始する予定でございます。

今後はワクチンの供給量なども確認しながらになりますが、予約期間の拡大、接種回数増など、市内医療機関との調整をしながら、接種の早期実施ができるよう検討してまいります。

○加藤 弘君

市内の公立学校、保育園から幼稚園、小学校、中学校、市内に勤務する教職員のワクチン接

種について伺います。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

現在、市内に勤務する市立幼稚園及び小中学校の教職員の接種率は、1回接種済みが72.1パーセント、2回接種済みが42.2パーセントです。現在は居住地のワクチン接種や職域接種も進んでおりますので、今後は接種率が増加することと考えております。

○加藤 弘君

次に、妊産婦へのワクチン接種、これはしていただけるということですが、どのような状況なのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

妊産婦の方へのワクチン接種ということでございますけれども、本市におきましては8月27日から妊婦の方に対します優先接種の予約を開始いたしました。市内の13医療機関と、それから中央公民館で行っております集団接種におきまして実施をさせていただきます。また、ひきたクリニックと遠藤内科医院、それから中央公民館におきましては、一部優先枠の方を設けまして、対応をさせていただきます。

なお、接種の予約開始の通知につきましては、156名の方に通知させていただきまして、一番早く接種できましたのは9月2日、中央公民館におきまして、妊婦とそれからパートナーの方で11名の方に接種を行ったところでございます。

○加藤 弘君

市の方から発表されているのは、妊婦とパートナーということですが、例えば、お子さんがいたり、ご両親がいたりという方もいらっしゃるかと思います。同居をされている方もいらっしゃるかと思います。そのような方への対応はいかがなんでしょうか、お伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

市といたしましても、妊婦の方を含む家族全員の方に接種をしていただいて、安心できる環境となるようにできるということが望ましいということは十分承知をしているところでございますけれども、ただ、まだ市内におきましては、44歳以下の方で接種を待っておられる方がまだ多数いらっしゃいます。こういった状況でございますので、まずは妊婦の方ご本人様とそのパートナーの方が接種いただくことで感染発症の予防につなげていただければというふうに考えているところでございます。

年齢に該当しないご家族につきましては、これまでと同様、大変恐縮ではございますけれども、感染対策の方を続けていただきながら、決められた接種時期までお待ちいただければというふうに考えております。

○加藤 弘君

市の職員は大勢の市民の方と接するかと思います。その辺で市職員のワクチンの接種状況はいかがか、お伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

市の職員のうち、保育士だとか、それから先ほど教育委員会の方からも答弁がございましたように、幼稚園教諭の方々につきましては、優先接種の対象者として接種を進めております。それ以外の職員につきましては、各職員の居住地での接種というところでは対応いただいているところがございます。

それから、職員組合の方を通じまして市の方で実施しております新型コロナワクチンの使いきり隊、こちらの登録の方をお願いいたしまして、中央公民館、あるいは各医療機関で急なキャンセルが出たときの対応ということでご協力いただいているところがございます。

なお、職員の中でどのぐらいの率で接種が進んでいるかということにつきましては、調査の方はしておりません。

○加藤 弘君

質問の要旨の第2です。保健所の対応が大分変化してきている。その変化についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症患者の急増を受けまして、保健所では患者の入院調整、健康観察に重点を置かざるを得ない状況となっており、濃厚接触者の特定及び連絡、受診調整が困難となっております。

このため業務が逼迫している保健所におきましては、患者自身に濃厚接触者の確認と連絡、14日間の自宅等の待機や発熱外来受診の依頼をしているところがございます。

ただし、感染した際に重症化やクラスター化の可能性の高い高齢者施設や医療機関、学校、幼稚園、保育所等には優先的に従来の積極的疫学調査や受診調整が実施されます。

また、報道発表の時期や内容を見直し、医療機関からの発生届を受理した時点で、発生届が確認できる年代や性別、居住地、検査確定日のみを発表することに変更され、発生届が確認できない職業や推定感染経路、クラスター関連といった、今まで発表していた事項を省略することとなりました。

○加藤 弘君

次に、自宅待機者への対応についてお伺いいたします。

コロナ禍において在宅が増えまして、報道によりますと、児童への虐待等が増えているんじゃないかという報道がございます。そういう中で本市の状況はどのようなか、お伺いします。

○議長（鈴木広美君）

加藤議員、これは（3）番ではなくて。

○加藤 弘君

（3）番の中で。

○議長（鈴木広美君）

では、まず最初に（3）番に関しての答弁をいただいてからということによろしいですか。

○加藤 弘君

もう一回言います。

○議長（鈴木広美君）

では、もう一度、加藤議員、よろしくお願いします。

○加藤 弘君

質問要旨の第3で、自宅待機者の対応について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新規感染者の急速な拡大によりまして、自宅療養者や入院調整等による自宅待機者も増加しております。

千葉県では適切な支援体制の強化を進めておりまして、パルスオキシメーターの必要台数の確保のほか、一人当たりの食料品7日分の配食サービスの配送能力強化、夜間に一時的に受入れ、酸素投与等の診療ができる夜間外来の確保、自宅療養者への酸素供給に対応できる往診医や訪問看護ステーション、酸素濃縮装置の確保などに努めております。

○議長（鈴木広美君）

しばらくお待ちください。

(庁内放送のため中断)

○議長（鈴木広美君）

それではお願いいたします。

○市長（北村新司君）

現在、本市では電話相談に対応しておりますが、感染者に最も近い存在として頼っていただけよう県と連携してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

コロナ禍におきまして、在宅が増えると。そういう中で児童への虐待が増えていると報道等がございますが、本市の状況はいかがか、お伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

児童虐待の状況というご質問でございますけれども、本市におきましては子育て支援課の中に家庭児童相談室の方を設置いたしまして、そこで児童虐待、あるいはDVなどに関します相談の方を受け付けているところでございます。

本市におけます虐待の相談件数でございますが、令和元年度につきましては208件、令和2年度が240件、今年度におきましては4月から8月末までの5か月間で99件という状況でございます。概ね昨年と同程度というような状況だというふうに判断をしております。

新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年度と令和2年度を比較してみますと、若干増加はしたものの、その後につきましてはほぼ横ばいといったような状況でございます。ですので、本市においては特段コロナ禍において児童虐待の相談が急激に増えたというような状況には見ておりません。

ただ、新型コロナウイルス感染症の防止に向けました不要不急の外出の自粛など、子ども、あるいはその保護者の方々にとりましては、様々な制限が行われている中で、不安あるいはストレスというものを抱えているご家庭もさぞ多いことだろうというふうには思います。

子育てに悩んだり、困ったりといったときには、あと家庭内等の暴力、いわゆるDV、これらも含みまして、そういった悩みがある方につきましては、どうか一人で抱え込むとかはせずに、子育て支援課の方までご相談をいただければというふうを考えております。

○加藤 弘君

自宅待機になった方々で支援者が周りにいないという方もいらっしゃると思います。そういう方々への支援の対応をお伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

支援者がいない一人暮らしの方で、新型コロナウイルス感染症の陽性者の方については、保健所から健康観察などといったような支援はございます。

ただ、濃厚接触者につきましては、以前であれば、保健所の方で陽性者の調査を行って、濃厚接触者となった方々につきましてはPCR検査を調整して、その結果に基づいて指導がなされるというような状況でございましたので、特段、市として支援というものはしていませんでした。

しかしながら、現在は先ほど市長がご答弁申し上げましたように、陽性者が濃厚接触者を特定して、PCR検査も行えないまま2週間の経過観察をするというような形になっているために、支援の手が行き届かないといったようなところが懸念をされるところでございます。

こういった状況に対応するために千葉県におきましては、自宅療養者などの安否確認を含めました健康観察等の業務について、市で対応が可能かどうか照会が来たところでございます。こういった中で、できる限り市の方としましても、積極的に県、あるいは保健所の方と連携を図りながら、できる支援についてはしてまいりたいというふう考えております。

○加藤 弘君

今日の新聞報道なんかを読みますと、国から県へという形で、いろいろ対応の状況が変化してきているのは確かです。そういう中でも市独自でもいろんな情報を区単位で情報等を把握できればしていただいて、また、逆に市でこういうことができるということ。回覧板とかは今なかなか回ってこないということもありますけど、回覧等も緊急の場合は玄関に置くなり、ポストに置くなりしていただいて、また連絡していただきたい。防災無線やメール配信等で届かない方もいらっしゃると思いますので、そういう連絡の方法も再度検討していただいて、できるだけ大勢の方に連絡が行き届くように、市の対応が手厚くなるような形でお願いしたいなと思います。

それから、次、発症の低年齢化に係る対策・対応についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

8月29日時点での千葉県内の年代別感染者の割合でございますけれども、10歳未満が

5. 2パーセント、10歳代が10.4パーセント、20歳代が24.1パーセントとなっており、29歳以下で全世代の4割を占めています。

本市では、8月中の新規感染者における年代別割合でございますけれども、10歳未満が7.7パーセント、10歳代が11.2パーセント、20歳代20.8パーセントとなっており、29歳以下で全世代の4割を占め、県全体の状況と変わりありません。

印旛保健所の分析によりますと、職場内や家庭における感染例が急増しております。

こうしたことから、マスクの着用や3密の回避、換気、手指消毒などの基本的な感染対策の徹底をお願いしますとともに、不要不急の外出自粛を徹底し、飲食時の注意事項を厳守していただけるよう、市ホームページ、広報やちまた、メール配信、公式ツイッターなどにより呼びかけてまいります。

また、現在、市ホームページに新型コロナウイルス感染を乗り越えるための説明書を掲載しております。これは長野県茅野市にある諏訪中央病院の玉井医師が作成されたものでございますが、イラスト付きで分かりやすい手書きの説明書になっております。こうした分かりやすいものを載せることで、若い世代や児童・生徒の親世代などにも注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

低年齢化の発症によりまして、そこへ絡む保護者や児童が登校することに不安を感じ、学校等を休む方もいるかと思いますが、休んだ場合の取扱いはどうなるのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

感染の不安により、やむを得ず欠席する児童・生徒につきましては、新型コロナウイルス感染症回避として欠席扱いはしておりません。

○加藤 弘君

場合によっては、インフルエンザのように学級閉鎖等も起こることがあるかと思いますが。そのような場合、授業等はタブレット等を使用しての授業になるかと思いますが、高学年の方は、ある程度慣れもあり、対応できるんじゃないかと思うんですが、低学年の1年生等は、まだ学校が始まってから期間もないんで、そういう方は対応しきれののかなという不安もちょっと私も感じておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

ご案内のように、各学校ではGIGAスクール構想に基づいて、1人1台のパソコン、タブレットの活用に現在取り組んでおるところです。現在、低学年、そして特別支援学級も含めて全ての学級においてオンラインによる朝の会や健康観察等の機会を設けまして、日々、家庭に持ち帰る練習をしているところです。家庭での持ち帰りにつきましては、中学校では近日中にもう既に持って帰る準備ができております。

また、小学校の低学年につきましては、プリント学習と併用しながら、家庭でいつでもオ

ンラインで学習ができるように、これからも細かなところも含めながら、利用方法の構築、そしてシステムの新たな見直しを迅速に図ってまいりたいと思っております。

低学年は、なかなかコンピュータを使うのが難しいというご指摘でございます。確かにそういう面もございますけれども、日頃、学校で持ち帰りを意識した指導をしておりますので、その辺は今後も力を入れて指導していきたいなと思っております。

○加藤 弘君

次に、質問要旨の第5、事業者への支援についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の事業者への支援策といたしまして、昨年度は急激に落ち込んだ経済をいち早く支援するため「八街市中小企業元気アップ給付金事業」を実施いたしまして、売上げが前年同月と比較いたして20パーセント以上減少した中小企業等に対し一律10万円を支給いたしました。

また、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と併せまして、事業の維持継続を図るとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けました新しい生活様式等の対策を講じた事業者に対し、その必要経費につきまして1事業者当たり10万円を上限に支援する「八街市中小企業等新しい生活様式応援事業補助金」を支給しております。

また、このほか、千葉県では感染拡大の主な起点とされています飲食店への支援といたしまして、緊急事態措置または蔓延防止等重点措置に伴う休業や時短営業の要請に応じました中小企業等に対しまして、売上げに応じて1日当たり2万5千円から10万円の範囲で「千葉県感染拡大防止対策協力金」を支給しております。

また、国におきましては、飲食店の休業、時短営業、または外出自粛等の影響を受けた関連事業者のうち、売上げが50パーセント以上減少している事業者に対し、中小企業等については1月当たり20万円、個人事業者等には10万円を「月次支援金」として支給しております。

さらに、千葉県におきましても、売上げが30パーセント以上減少した事業者に対して、「千葉県中小企業等事業継続支援金」として「月次支援金」と同様に20万円または10万円を支給しており、加えて、酒類販売事業者等につきましては、1月の売上げが70パーセント以上減少している場合、上乗せで支援金が支給されることとなっております。

これらの様々な支援が必要な方に適切に行き届くよう周知徹底を図るとともに、丁寧な説明に努めてまいります。

○加藤 弘君

質問要旨の6番で、今現在、メール配信や防災無線等で広報をされていると、注意喚起等の。その辺、まだ分からないという方もいらっしゃると思うので、市民への広報についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

感染者情報や注意喚起、国や県の対策内容については、市ホームページ、あるいは広報やちまた、公式ツイッター、メール配信によるほか、防災行政無線や青パトによる市内巡回により、市民の皆様方にお知らせしているところでございますが、コロナワクチンの集団接種会場における接種後の感染対策の継続の呼びかけや、市民の皆様方からのお問合せ対応なども行ってまいりまして、こうした、より細やかな広報活動に努めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

今朝の報道で、また新たな5つ目のウイルスが発見されたという報道も出ております。日々、コロナウイルスが変化してまいります。それを今までこうしたからではなくて、その時々で対応を変化させていく必要があるかと思っておりますので、迅速な対応を求めて、私の質問を終わりとします。

ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、加藤弘議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

これで関連質問を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

（休憩 午前10時47分）

（再開 午前10時57分）

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。石井孝昭議員より一般質問をするにあたり参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

次に、新誠会、石井孝昭議員の代表質問を許します。

○石井孝昭君

新誠会、石井孝昭でございます。

先ほど、質問、そして答弁の中にもございましたけれども、新型コロナウイルスが蔓延している中で、インド株、デルタ株、そしてミュー株というような新しい変異株が登場している中、一日も早いワクチン接種が広がって、市民の安全が取り戻されることを心より願って

やまない中で質問をさせていただきたいと思います。

今回は質問事項2点についてご質問させていただきたいと思います。

八街市の基幹産業である農業の質問、この農業に特化して、今回は質問をさせていただくと、このように思っております。

まず、質問事項第1、農地利用についてということでございますけれども、営農型太陽光発電、このことについてご質問させていただきます。

まず、政府が2050年カーボンニュートラル社会実現に向けて、再生可能エネルギーの導入を一層促進することとし、内閣府において「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が開催され、ここに寄せられた意見・要望等を踏まえ、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について議論が行われました。

このため、農林水産省でも再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるスタンスに立ち、優良農地を確保しつつ荒廃農地に営農型太陽光発電装置を設置しやすくするために農地転用許可基準を見直したとの新聞報道がありました。八街市でも多くの営農型太陽光。

○議長（鈴木広美君）

しばらくちょっとお待ちください。

（庁内放送のため中断）

○議長（鈴木広美君）

よろしく願いいたします。

○石井孝昭君

続けさせていただきます。

八街市でも多くの営農型太陽光発電設備が設置されております。この営農型太陽光発電とはどのようなものか、お伺いをさせていただきます。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。

営農型太陽光発電に取り組むにあたっては、発電事業を行う間、太陽光パネルの下部の農地で適切に営農を継続する必要があり、設備の設置にあたっては農地法に基づく一時転用許可が必要となります。

なお、農地法の許可にあたり、一般的な許可基準のほかに、一時転用期間が一定の期間となっているか、下部農地での営農の適切な継続が確実か、地域の平均単収と比較して2割以上の減収がないか等の審査を行うこととなっております。

○石井孝昭君

答弁のとおり、営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置して、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組ということでございます。

作物の販売収入に加えて売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等により、農業経

営のさらなる改善が期待されております。

これは令和2年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画にもしっかりと位置付けられております。

私の調べによりますと、営農型太陽光発電設備を設置するための農地転用許可実績は、平成30年（2018）年度までに1千992件、560ヘクタールの実績があります。

農地の一時転用のことですが、転用期間はどれぐらいとなるのか、お伺いをさせていただきます。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

お答えします。

一時転用の期間は原則3年以内となりますが、認定農業者等の担い手が下部の農地で営農を行う場合、また、第2種農地または第3種農地を活用する場合、さらには荒廃農地を再生利用する場合は10年以内までの許可が可能となります。

○石井孝昭君

制度が緩和されて、10年に広がっている、優良農地に限ってということなんですけれども、一時転用の期間が終了した場合、一般的には3年、また優良農地について10年ということのようなんですけれども、再度、一時転用許可を受けることは可能なのか、お伺いします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

お答えいたします。

再度、一時転用許可を受けるには、営農が適切に継続されていること、下部の農地での単収が同じ土地の地域の農産物の平均的な単収と比較して、概ね2割以上減収していないこと、荒廃農地を再生利用している場合は遊休農地でないこと、さらには生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないことの全てを満たす場合には、再度、一時転用許可を受けることが可能となります。

○石井孝昭君

平成30年5月に農地転用許可の取扱いを見直して、担い手が営農する場合、荒廃農地を活用する場合には一時転用許可期間を3年から10年に延長された。そして、その他の優良農地の周知等の促進策を発表されています。さらに、令和2年度末に荒廃農地を再生利用する場合は概ね8割以上の単収を確保する必要が課された。8割以上の単収を確保するのは非常に厳しいハードルなのかなというふうには思いますけれども、農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断されるということなんですけれども、これは農業委員会がどのようなスタンスをもってこれを判断するのでしょうか。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

荒廃農地ということでお答えさせていただきます。

荒廃農地の定義でございますが、現在、耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地を言います。具体的にはススキやササなどの多年生雑草や木が生い茂り、農家が保有しているトラクターや耕運機等を利用した通常の農作業機械だけでは直ちに耕作

ができない農地と考えております。

○石井孝昭君

分かりました。

10年以内までの一時転用許可の対象となる「荒廃農地を再生する場合」、このような現状ということなんですけども、例えば、認定農業者等の担い手が下部の農地を営農する場合や、荒廃農地を活用する場合、そして第2種農地、第3種農地、第1種農地とありますけれども、基本的に畑を見ても、ここが第1種農地なんですか、第2種農地がこれですかと、畑に名前が書いてあるわけじゃないので、これは第2種農地、第3種農地ですかと、一般的には分かり得ないところなんですけども、もちろん台帳とシステムを見れば分かるんですけど、第2種農地、第3種農地、この農地を活用する営農型のケースが想定されて存在するのでしょうか。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

それでは、農地の種別ごとにお答えしたいと思います。

最初に第1種農地ですが、概ね10ヘクタール以上の広がりのある農地でありまして、原則、農地転用ができないという土地になります。市内での営農型太陽光発電設備のほとんどが第1種農地に設置されております。

次に、第2種を飛ばしまして第3種農地ですが、八街駅、榎戸駅周辺の用途地域内の農地で、原則、農地転用は可能な農地となっております。なお、用途地域内の中で営農型太陽光の発電設備の設置はございません。

最後に、第2種農地ですが、第1種、第3種以外の農地となりまして、概ね10ヘクタール未満の広がりのない生産性の低い小集団の農地で、営農型太陽光発電設備の設置でございますが、真井原地区に1か所、一時転用面積で2.6平方メートル、太陽光パネルの下部の面積で約0.24ヘクタール、あと、もう1か所、住野地区でございますが、1か所ございまして、一時転用面積が3.65平方メートル、パネル下部の面積が約0.35ヘクタールが設置されております。

○石井孝昭君

第3種農地に関しては駅近の用途地域が指定されている地域、開発をされてもいい地域、市街化区域ということになるんでしょうけれども、市街化区域のほかの他市町村でも営農型というか、太陽光パネルが設置されているところもありますけれども、営農型となると非常に限定をされるのではないかとということが推察されます。

第2種農地の真井原と住野にあるこの2.6平方メートル、3.65平方メートルですかね、ご答弁でありましたけれども、これは支柱の単管のパイプの面積ということになるのでしょうか。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

お答えいたします。

営農型太陽光の一時転用の面積でございますが、石井議員のご指摘のとおり、パイプの支柱

部分のパイプの面積でございますので、非常に少ない面積という形になります。

○石井孝昭君

想像しにくい大きさなので、パネルの大きさの表現もしていただいているので、こちらの方が面積的には分かりやすいかなと、このように思いますけれども、今後、そのような農地を活用するケースが存在してくると思いますので、注視をしていただきたいと思います。

続いて、八街市での設置状況についてお伺いさせていただきますけれども、本市ではどのくらい営農型太陽光発電設備が設置されているのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

令和2年度末現在の営農型太陽光発電設備の設置状況でございますが、件数で122件、支柱部分に係る一時転用面積は118.08平方メートルです。

なお、太陽光パネル下部での営農面積は約12.7ヘクタールとなっております。

○石井孝昭君

分かりました。ご答弁、ありがとうございます。

本市で営農型太陽光発電設備の下部で、主にどのような作物、どのような品目が栽培されているのか、伺います。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

お答えいたします。

毎年提出されております下部農地における耕作の状況の報告で確認したところ、サカキ、シキミ、ブルーベリー、ミョウガ、フキが主に栽培されております。

○石井孝昭君

例えば、品目が永続的に少なくとも8割の収入を得るということが条件化されると思うんですけども、例えば3年、これから10年に緩和されていく、このよう中で品目が変わっていくケースも考えられるということと、あと、例えば、品目の長期化、例えばこの列はサカキを作って、こっちはシキミを作って、こっちはじゃあダイカンドラを作ってとかというようなことが想定されます。八街市内でもダイカンドラを作っているところ結構ありますので、例えば、そういった植物とか品目を分けて作るということも可能なんではないでしょうか。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

品目につきましては、変更する場合につきましては、また許可の方が必要となりますが、実際、今最近ありましたのが、ダイカンドラを作っておりましたが、やはり、なかなか収穫がうまくいかないということで、そこがほとんど、たしか、すべてだと思っておりますけれども、サカキの方に作物の方を変更してございます。この変更につきましては一時転用許可の更新の際に作物の変更を行っているというところでございます。

○石井孝昭君

営農型の太陽光発電の下部で作物を作られている想定量、農産物の出荷量とっていいですかね、これはどのようなところに計上されているか、分かればお願いします。例えば、通常

の品目だったら、農産物として数量が計算されますよね。例えば組合とかJAとか、そういったところの出荷体制では別なんですけれども、特殊な品目だと、どのような生産高に反映されているのでしょうか。分かる範囲でご答弁願います。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

これなんですけれども、八街市で作付けしている作物、サカキとかシキミにつきましては、あまり一般の農家の方は作っていないというところをございまして、これにつきましては耕作者からの申出書類の中で、この近辺にはありませんけれども、千葉県近隣の中でサカキとかを出荷しているところのそこら辺の数値を県の方で参考にして決めているんですが、サカキにつきましては、実は作付けしてから実際の出荷までしばらく年数がかかりますので、その中で今後出てくる中で、県、うちの方も一緒に対応するんですけれども、多分、関東近辺でも幾つかあると思いますので、そこら辺のところの収量を参考にしながら、今後の許可についての期間を決めていくという形になろうかと思っております。

○石井孝昭君

今、答弁がちょっとずれたような気がしますけれども。

それでは、その次の質問をさせていただきます。

許可基準、この緩和がされましたけれども、本年4月より許可基準が緩和されております。この4月から許可基準が緩和されたということなんですけれども、内容についてお伺いさせていただきます。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

今回の許可基準緩和については、政府内の「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」の議論や要望を踏まえ、荒廃農地を再生利用する場合は地域の平均単収の2割以上の減収についての審査基準が適用されず、下部の農地が適正かつ効率的に利用されていることが確実に行われるか否かで判断することとされました。

○石井孝昭君

分かりました。

今、局長がおっしゃった、下部の農地が適正かつ効率的に運用されている、利用されているということなんですけれども、これは具体的に適正かつ効率的に利用されている、運用されているというのは、どのような状態を示しているのか。また、本市で稼働している既存の営農型発電のうち該当に値するものはありますか、お伺いします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

お答えいたします。

営農者が新たな基準に対応した営農計画を作成し、その内容を農地転用許可権者、八街市の場合は千葉県知事となりますが、県知事が確認をし、手続を行った上での適用となります。

具体的には遊休農地化や、作付けしたが放置をし、営農管理や収穫をしない場合は適正かつ効率的の利用には該当いたしません。

まだ八街市におきましては、このようなケースについては、申請が上がってきてございません。

○石井孝昭君

緩和されて4月からということなので、今後出てくる可能性がありますので、ご対応をしていただければと、このように思っています。

続いて（2）農地所有適格法人の事業要件変更についてご質問いたします。

農地所有適格法人、これは農地法で規定された呼称で、農地に関する権利の取得が可能な法人ということで位置付けられています。

農業生産法人より名前が移行されて、このような呼び方になっているんですけども、農地所有適格法人という種類の法人形態が存在するわけではなくて、農事組合法人や株式会社等のうち一定の要件を満たすものが農地所有適格法人というふうに呼ばれています。

農地所有適格法人の要件については、法人形態の要件、事業要件、構成員、議決権要件、役員要件が規定されており、この4要件を全て満たす必要があるというふうになっております。

今回、営農型太陽光発電設備の農地転用許可基準緩和と同時に、この農地所有適格法人の事業要件が変更されたということですが、先般報道がありました。この内容についてお伺いさせていただきます。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

農地所有適格法人は、農地法第2条第3項の規定により、その法人の主たる事業が農業と関連事業、法人の農業と関連する農産物の加工販売であることとされております。

農業関連として行うことができる事業といたしまして、農畜産物の貯蔵、運搬または販売や農業生産に必要な資材の製造等の幾つかの事業が農地法施行規則によって定められております。

この規則が本年4月1日に改正され、営農型太陽光発電事業、バイオマス発電事業、バイオマス熱供給事業の3事業が新たに農業に関連する事業として追加されたものです。

○石井孝昭君

本市ではバイオマスの事業に関しては、極めて例が少ないと見ておりますけれども、木材とかチップ会社とか、加工会社なんかはそれが想定されるのかなというふうに思います。

八街市で農地所有適格法人が営農型太陽光発電を行っているケースはあるのか、ご質問をさせていただきます。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

お答えいたします。

農業関連事業として営農型太陽光発電事業を行っている農地所有適格法人は現在ございませんが、関連会社が営農型太陽光発電を行っていると思われる法人が5、6社ございます。

なお、今回の改正を受けまして、今後、農業関連事業として営農型太陽光発電を直接行う

農地所有適格法人が出てくるものと思われま

○石井孝昭君

養父市で規制緩和の中で法人が農地を所有できる特区が日本で1つだけ、今、許されていますけれども、例えば、緩和策としてこのような制度が広がりつつある。

例えば、農地所有適格法人が、今、所有はしていないけれども、関連会社、いわゆる形態の会社の一部として運営にあたっている、多角化経営の中で、恐らく、今、経営の1つになっていると思いますので、今後、農業振興に資するものであれば、受け入れていただきたいなど、このように思う次第でございます。

次、2番目の質問に移らせていただきます。農業振興についてでございます。

まず初めに、農業の有する多面的機能の維持・強化についてでございますけれども、農業・農村は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場としての役割を果たしております。

しかし、それだけではありません。農村で農業が継続して行われることにより、私たちの生活にいろいろな「めぐみ」をもたらしています。このめぐみを農林水産省では「農業・農村の有する多面的機能」と呼んでいます。

農林水産省では、食料自給率の向上と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のために、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等の施策を行っております。

農業・農村の有する多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のことを指しております。

国では、共同活動を行っている活動組織に対し、補助事業を設けておりますが、本市におけるこの補助事業の取組状況についてお伺いをさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農業・農村の有する多面的機能の維持・強化には、地域の共同活動による水路や農道などの維持・管理が重要でございます。

現在、本市では、鹿島川上流地域の水田におきまして、用草、大谷流、小谷流、勢田、岡田、根古谷の各地区の農家を中心に構成されました鹿島川上流地区地域資源保全会が活動しておりまして、鹿島川上流の法面の補修や草刈り、水路の泥上げ、台風の大雨時のパトロール、災害被害による環境整備など、地域の共同活動により地域資源の適切な保全管理が行われております。

市といたしましても、このような地域の共同活動を推進しておりまして、多面的機能支払交付金の補助事業を活用した支援を行っているところでございます。

○石井孝昭君

地域を支えている方々、これは農家以外の方々も含めてという話になりますけれども、このような地域の方々が景観を守ったり、災害に備えていく、多面的機能を維持していく交付金、

このような制度が平成23年、4年から始まっていると記憶しております。

本市が現在行われている多面的機能支払交付金の補助率と交付単価についてご質問させていただきます。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

多面的機能支払交付金には、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金で構成されており、本市が鹿島川上流地区地域保全会に支援しております農地維持支払交付金につきましては、補助率は国が2分の1、千葉県が4分の1、市が4分の1となっており、交付単価は田が10アール当たり3千円、畑が10アール当たり2千円となっております。

なお、令和3年度は対象農地面積が田が7千450アール、畑が127アールで、交付額は226万400円となっております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

今、面積の補助率と単価についてなんですけれども、市長答弁にもあった法面等についても、恐らくこれが活用されているので、高齢化が久しい、そして地域を支えている方も少なくなっている状況ではありますけれども、この辺は非常にとても重要な八街市を支えていく、農地を支えていく、農村を支えていくひとつの大きな補助事業だというふうに思っています。

そこで、今後の普及促進についてお伺いさせていただきます。

本市において、現在は農家の皆さんがそれぞれの自分の農地の周辺の草刈りなど個人で行っているところが多いように見受けられます。地域の団体を立ち上げて活動することで、補事業の活用も可能ではないかというふうに理解をしております。

こういった補助事業の普及促進をお願いしたいところでございますけれども、本市のお考えはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今後の事業の普及促進につきましては、本市の場合、特に河川や水路に接しております水田地帯の地域資源の保全管理が重要であると考えております。

そこで鹿島川上流地域以外の水田地域では、個々に保全管理を行っているところもございますので、市といたしましては、そのような地域に対しまして補助事業の活用について提案し、推進してきたところでございます。

今後、引き続き事業の普及促進を図るとともに、地域からのご相談がありましたら、補助事業の活用ができるよう支援してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

国は恐らく畑より田んぼ、日本全国としては田んぼ、いわゆる、そういったところを中心にこのような多面的機能の維持の促進を図っているというふうに理解はできるんですけれども、本市にあたっては、田畑の中では畑が多いもので、そのような畑についても補助事業を行え

るというふうに理解をしております。

そこで洪水防止対策が、先ほど、近年災害が非常に多い、そして豪雨の中、田畑は雨水を一時的にためることができて洪水を防止・軽減する働きがあります。

畑での耕作は、表面の土壌の隙間率を高め、保水容量を増大させる、これらは田畑での農作業を継続することにより発揮される機能でございます。今後の生物多様性の保全や、食育活動を含む教育的機能また洪水防止機能の一翼を担う農地の整備に関して、本市独自の補助金の創設を考えてはよいのではないかとこのように、私は思っています。

ご答弁のとおり、現在は鹿島川上流地域、この地域の地域資源保全会の活動に対して補助を行っているということでありまして、今後、広域的に区画整理した中で、水田の適正な確保と多面的機能の維持向上に資する地域を指定して整備促進を図るお考えはいかがでしょうか。例えば榎戸地先などが考えられると私は思っておるんですけども、高崎川についても、そのような上流についてもお考えができるんじゃないかなというふうに私は思っておりますが、担当課としては、どのように思っているのでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

水田の広域的な区画整理となりますと、大規模な土地改良事業が必要となりますので、現在あります水田の多面的機能の維持向上として、高崎川上流であります榎戸地域に対しまして、土地改良区が組織されておりますので、今後も引き続き事業の普及促進を図ってまいりたいと考えております。

なお、今年度から水田の雨水貯留機能を強化する施設に対しましても、多面的機能支払交付金の対象となりましたので、対象となる地区がございましたら、支援してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

おっしゃっていただいた榎戸地先、これは高崎川上流ということになると思いますが、住野地域の一部、そして文違地域、榎戸地域、北部地域の水田の保全、災害の豪雨のときの受皿となるというふうに私は思っております。ですから、文違に調整池はあるにせよ、そこはどちらかというと、町中の雨水がたまっていくところになりますので、榎戸地域を整備していくことによって、そのような機能も十分発揮できる、一翼を担えるというふうに理解できますので、保全会を相談して、地域の皆さんと市の方で積極的に進めていただければありがたいなと思っております。

また、畑の整備、一部出ましたけれども、畑の整備についてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

畑の地域につきましては、本市の場合、溜池や耕作道などが農家の個人、もしくは数件の農家で利用し、維持管理をされている状況でございます。地域で共同利用しているという状況ではないことから、交付金を活用しての地域活動を行うことは難しいものと考えておりま

す。

ですが、畑地域でのご相談がございましたら、対応につきまして検討してまいりたいと思っております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、多面的機能補助金は基本的に田んぼの方が市内の農家の方々の頭にあるんですけども、畑をそのように整備していくのに補助金が出るんだよというのは、僕は知らないと思うんです。ですから、その辺の周知を、担当部長、よろしく願いできればというふうに思っています。

次の質問に移ります。(2)鳥獣被害対策についてご質問させていただきます。

全国的に見ても鳥獣被害は後を絶ちません。本市においても、近年、アライグマやハクビシンなどの被害が増えているとお聞きしております。一部ではイノシシの生息も見受けられておりますし、カミツキガメの存在も八街市の方に登場しているということも現状押さえております。

具体的に近年の被害面積と被害額について、どのように把握をされているのか、ご質問させていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

野生鳥獣による農作物の被害状況といたしましては、過去3年間で申し上げますと、被害面積では平成30年度は32ヘクタール、令和元年度が77ヘクタール、令和2年度が44ヘクタールで、また、被害金額では平成30年度が185万円、令和元年度が361万円、令和2年度が224万円となっております。

なお、捕獲の実績といたしましては、猟友会によるカラスの捕獲実績は、平成30年度が113羽、令和元年度が99羽、令和2年度が98羽で、また、箱わなによるタヌキ、ハクビシン、アライグマの捕獲実績は、平成30年度が30頭、令和元年度が65頭、令和2年度が66頭、今年度は8月末時点で71頭を捕獲したところでございます。

被害の面積と被害金額は各年度によるばらつきがありますが、捕獲頭数は年々増加しており、特にアライグマによる被害が増えている状況でございます。

○石井孝昭君

市長の方から、今、具体的な数字を答弁いただきました。これは表立って出ている数字だと思いますけれども、恐らく、この2倍、3倍は実質被害が正直出ているんじゃないかなというふうに思っております。

農家の皆さんの声を聞きますと、今年は特に本当にアライグマが多くて、どちらかというと、ハクビシンはちょっと消えてきたなど。被害はないわけじゃないんですけども、見受けられにくくて、特にうちの南部地域、砂、上砂地域はアライグマが最近元気に飛び回っております。非常にそれは生息地としてはとても、農家の皆さんにとってはとてもゆゆしきこ

となんですけれども、そのような有害鳥獣が今後軽減、農家の方にとっては外敵でございますので、これから対策をしっかりとしていかなきゃいけない反面、農家としても自分でもできる施策を考えなきゃいけないというふうに思っていますけれども、例えば被害軽減に向けてということですが、平成19年12月に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法、法律が制定されております。平成24年3月には対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進を図るための法の一部改正がされたところでございます。また、さらには平成28年12月には鳥獣被害対策実施隊の設置の促進、その体制強化、捕獲した対象鳥獣の食品等としての利用の促進等を図るための法律の一部改正がされたところでございます。

昨年、八街市農業委員会より鳥獣被害の対策についての対応の要望書が提出されました。市としても、また、担当課としてもこれは重く受け止めていただかななくてはならないことと私は思っております。

春からのスイカ、夏のトウモロコシ、秋の落花生、サツマイモなどの鳥獣被害は、農家の経済的な損失に加え、営農意欲の減退や被害額以上の影響を及ぼしております。市は、佐倉猟友会八街支部に捕獲の依頼をしたり、市職員が箱わなを設置したりして対応しておりますけれども、さらなる被害軽減に向けて今後の対応をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

野生鳥獣による農作物への被害対策は、農作物の生産のみならず農家の経営安定のために大変重要であると考えております。

市といたしましては、引き続き佐倉猟友会のご協力をいただきながら、被害軽減に努めるとともに、箱わなによる捕獲強化、国・県の交付金等を活用し、鳥獣の侵入を防止する防護柵の設置などの被害防止策につきましても推進してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

そこで、鳥獣被害の防止総合対策交付金制度についてお伺いさせていただきたいと思えます。

鳥獣被害防止総合対策交付金とは、鳥獣被害防止特別措置法の制定と併せて平成20年度に創設された、市町村が作成した被害防止計画に基づく取組等を国が総合的に支援する制度です。侵入防護柵の整備や広域的な取組等に加え、鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみでの被害防止活動を重点的に支援しています。

鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村が作成する「被害防止計画」に基づいて、農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲、被害の防除、そして生息環境管理等の取組を総合的に支援する制度でございますけれども、この制度について八街市のお考えはどのようになっていますでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

本市におきましては、これまでも八街市鳥獣被害防止計画を策定し、この計画に基づき野生鳥獣を適正に捕獲しております。

鳥獣被害防止対策におきましては、個体数調整、被害防除や生育環境管理の対策を適切に組み合わせることが重要であり、今後の対策におきましては鳥獣被害防止総合対策交付金などの活用につきましても活用するよう検討してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ぜひ、その辺、活用していただければというふうに思いますけれども、先ほど、農業委員会より鳥獣対策についての要望書ということでありましたけれども、今、お聞きしているところによると、八街市の鳥獣被害対策協議会というものの設置に向けて動いているというふうにお聞きしております。この協議会を設置しないと、補助金の受皿がないともらえないと。そして、国・県は、今、盛んに鳥獣被害対策の受皿を作ってほしい、作ってくれと、作るべきだということ動いています。対策協議会を早期に設置していくお考え、そして、その創設の経過についてお伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

現在、千葉みらい農協などの関係機関と調整を行い、年度内には鳥獣被害対策協議会の設立を進めているところでございます。

○石井孝昭君

先ほどの質問の中にありましたとおり、皆様のお手元にお配りさせていただきましたけれども、鳥獣被害防止総合対策交付金、これは令和4年度の予算概要請求、これは9月1日に発表された農林水産省の概算要求請求のものですけれども、これをお手元に配らせていただきました。あくまでも概算要求ですけれども、国は非常に力を入れて動いています。この協議会の設置をしていくと、この交付金が動き始めるというふうに理解しております。

そこで、鳥獣被害対策に有効な電気柵、これを設置していく補助金も制度的に導入ができるというふうに理解をしているんですけれども、鳥獣被害に有効な電気柵の補助制度の創設に向けての考え方についてお伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

野生鳥獣によります被害の防止策として電気柵が有効な手段と考えております。補助金の受皿となります鳥獣被害対策協議会を設立いたしまして、支援ができるよう進めているところでございます。

○石井孝昭君

部長、よろしく申し上げます。

そこで、ここに電気柵のパンフレットが一部しかなく、皆さんに見せられないんですけれども、小さくて見づらいんですけれども、電気柵はとても有効だというふうに思います。今年、様々な農家の方とお話をしましたけれども、電気柵を設置したことによって、昨年まで

トウモロコシを9反分作っていたんだけど、今年はほとんど食べられなかったというおうちがあったり、これを購入することによって、千葉みらいでも購入はできるんですけども、補助制度が、近隣の事例を見て、半分補助してもらったという農家も正直いたりとか、早期に八街にも設置してほしいんですけども、市長、この電気柵、市長もよくお聞きになっていると思いますけども、電気柵を1軒だけで作ると、隣の農家さんのトウモロコシがいっぱい食べられちゃったり、また、裏の農家さんが食べられちゃったりするんですよね。でも防護柵には非常になるので、市長、先ほどの協議会の設置とか電気柵の整備、農業に対しての思いを伝えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○市長（北村新司君）

この電気柵、いわゆる防護柵につきましては、鳥獣に対する大変な効果があるということは見識者から聞いております。先ほど、協議会を設置して、そのほかに千葉みらい農業協同組合の方々と連携しながら、八街市に一番合う形がどうかということを協議会の中で検討していきながら、八街市に合った被害が減少するような防護柵の設置に向けての在り方をさらに検討してまいりたいと思っております。

○石井孝昭君

市長、ありがとうございます。

続けて、農林水産省の推奨している鳥獣被害対策実施隊、これは捕獲サポーター体制とっていいんですかね、この体制の考え方についてご質問させていただきます。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

鳥獣被害対策実施隊などの組織は、今後、被害の拡大が考えられますので、鳥獣被害対策として有効であると考えております。このような組織の育成につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

佐倉の八街支部の猟友会だけに頼むのではなく、地域の皆さんに実施隊を作ってもらって、地域で自分たちが守る、そして補助金が出るという制度を創ってぜひとも活用していただきたい。この協議会が設置されると、その制度も活用できると思います。

県の方ではイノシシ1頭を捕まえると、食用に使えるば9千円の補助が出たり、捕獲だけだと7千円出ます。アライグマとハクビシンも捕まえていくと、1千円出たりとか、鳥、カラスは200円とか、このような補助制度が国・県の方でも規定されているので、それをしっかり活用していただく受皿を作っていただけるように、よろしく願いしたい、このように思っております。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。本市の特産物でございます落花生の普及促進についてでございます。

平成31年4月に議員提案により成立された「八街市落花生の普及促進に関する条例」が施行されました。

その後の本市の落花生の消費拡大に向けての取組について伺わせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成31年4月に「八街市落花生の普及促進に関する条例」が施行され、市の役割が規定されたところでございます。

この条例の施行後に令和元年9月以降、立て続けに発生しました台風により、市内各所に甚大な被害を受けたことから「やちまた落花生まつり2019」や市内の大きなイベントの1つであるロードレース大会を新たに「小出義雄杯八街落花生マラソン大会」とし、全国各地から参加者を集い開催する予定でございましたが、残念ながら開催を断念したところでございます。

また、令和2年度以降につきましても、新型コロナウイルスの感染防止のため、予定しておりました多くのイベントを中止せざるを得ない状況が現在も続いております。

このような状況でございますが、新型コロナウイルスによる感染が収まり、市民の皆様が安心して日常生活が送れるようになりましたら、市内外に八街産落花生のPRをし、普及促進に努めてまいります。

○石井孝昭君

市長、ありがとうございます。

この条例のみそは、市民に身近な議員提案によって可決、条例制定された。市民の各種団体、様々な意見を取り入れて条例化されて、これを執行部が施行していく責任がある。この条例の在り方、施行の在り方については、また別の件についても質問させていただきますけれども、あくまでも市民に近い議員が熱い思いをもって条例を制定していったところで、このことについて、これからも消費拡大に向けて努力いただきたいというふうに思っております。

今後の普及促進についてでありますけれども、今後の本市の農業を展望したとき、生産者の高齢化や後継者不足等により、作付面積の減少が予想されます。

今後の農業の担い手に対して具体的な対策を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の特産品であります落花生は、味はもとより、日本有数の生産量を誇り、千葉県といたしましても普及促進に力を入れており、農業者の高齢化や担い手不足等による厳しい営農環境にある中、生産性の向上を図るために、作業を省力化する機械の導入を推進しております。

本市におきましても、意欲ある生産者に対しまして、県の補助事業を活用した機械の導入を支援し、作付面積の確保に努めているところでございます。

また、八街産落花生の品質を維持するため、落花生の原種を生産している団体への支援、定期的な種子更新を推進し、ブランド力を活かし、さらなる消費拡大に努め、生産者の皆さんの生産意欲の向上につなげてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

では、最後の質問でございます。

この普及促進についてということなんですけれども、どのような状態が普及促進されている状態なのかというと、私が思うには、農家の皆様がしっかりとした手取りになることが大事だと思っています。商業者はもとより農家の生産性の向上が大事であると考えておりますけれども、本市として、また担当課として、農家の経済的に有益な普及促進策、これはどのように考えているのか、お聞きします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今では八街産落花生は、味のよさから多くの方に指示をされており、引き続き消費者の方に喜んでいただけるように品質を保たなければなりません。このためには落花生の品質維持の要であります原種生産が重要であり、市ではこれまでに落花生の原種を生産している生産者団体を支援してまいりました。今年度は新たに機械の導入に対する支援を予定しており、今後も引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

県の落花生の原種組合というのがあります。今、部長、原種の話をされましたけれども、八街市の原種組合というのが存在してしまっていて、これは市より決算を見ると3万円、たしか計上しています。3万円では非常に少ないんじゃないかと思うのと、今、おおまさが非常に店頭に並んでいますけれども、原々種、もともとの原々種というのはもともと高いんですね。原々種というのは自分たちが買って原種の種を作っている元の種、原々種ということなんですけど、作ったものを全農が買い取って、いわゆる配っているということになるんですけれども、この仕組みに対して、八街で3万円じゃ、申し訳ないけれども、ちょっと安い。できれば、もう少し来年度から考えていただいて、普及促進を図るには、落花生に20万円を差し上げていますけれども、原々種の方には3万円じゃ少ないので、原々種に対応している組合に対して幅広く、私は普及していくべきだと思っています。

おおまがりもおおまがりネオという種類が、今主流になってきて、おおまがりの今の粒よりちょっと小さい粒がはやってきている。これが店頭に並んでいる。実際、おおまがりという名前で売るんですけれども、今年の4月からおおまがりネオという種類が市場に普及されている。このような状況であります。

最後に、八街市にある落花生試験所がありますので、こことしっかりタイアップして、原種の確保と市としては原種に対して普及促進のアップをしていただけるように、私からお願い申し上げ、質問を終了させていただきます。

○議長（鈴木広美君）

以上で、新誠会、石井孝昭議員の代表質問を終了いたします。

会議中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前 11時52分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、木内文雄議員の代表質問を許します。

○木内文雄君

公明党の木内文雄です。

6月28日に発生した朝陽小学校の児童5人がトラックに巻き込まれるという大変痛ましい事故により亡くなられた2名の児童のご冥福をお祈り申し上げます。また、負傷した3名の日も早い回復を願っています。

二度とこのような悲惨な事故が起きないためにも対策を講じる必要があると思います。

それでは、通告に従って質問します。

通学路の安全対策について。

市道の安全対策についてですが、八街市の市道においては、歩道の整備等ができていないところが多く見受けられます。今回の事故付近にも整備されていない市道があります。市道住野12号線は通学路になっていますが、一部整備がされていません。今の道路幅で歩行者や自転車が通行できるようにしていただき、車が侵入できないようにポール等の設置をしていただければと思います。

その他市道も通学路としては危険な状態にあります。市の対応について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の市道住野12号線につきましては、歩行者の利便性が高いながらも、現況が畑道であることから、雨天時には通行に支障があることは認識しております。

道路整備をするにあたりまして、道路境界の確定が必要となりますが、当該道路は以前より境界が決まらないことが課題となっております。

引き続き、隣地地権者との協議・調整を図りながら、道路境界の確定に向けて努力してまいりたいと考えております。

○木内文雄君

今のままでも1メートルくらいの歩道が付いておりますので、こちらの狭窄のままでも結構ですので、早めの対応をお願いいたします。

次に、県道77号線の歩道整備についてですが、住野十字路の工事が終了すると、交通量の増加が懸念されます。通学路になっておりますので、歩道の整備が急務です。特に途中で歩道が切れている箇所については、事故も発生しており、危険な状態にあります。そのほかにもアウトレットモール入り口付近まで歩道が整備されておられません。市の対応について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の県道77号線、いわゆる県道富里・酒々井線の一部歩道が整備されていない箇所につきましては、過去に土地所有者の都合により、整備されないまま現在に至っておりますが、このたび、地元より土地所有者の方が変わったとの連絡がありましたので、印旛土木事務所に情報提供をしたところでございます。

本市といたしましても、歩行者の安全を確保するためには、歩道の整備が重要と考えておりますので、酒々井側の歩道未設置区間の整備も含めまして、引き続き、印旛土木事務所に早期実現に向けて要望してまいりたいと考えております。

○木内文雄君

住野十字路が改善されますと、どうしても交通量が多くなり、さらなる危険が増すと思いますので、住野十字路完成時まで、ぜひ対応していただければと思います。

通学時のふれあいバス無料化についてですが、通学路の安全確保が早急に対応できないことは理解しております。そこで、全学区でのスクールバスの運用が望ましいと思いますが、今回の事故付近及び二州小学校での運用が始まり検証がされることは、先ほど加藤議員の質問にもありました。現在のふれあいバスを使用しての通学を推進することが安全につながると考えます。利用を促進する上で通学時の無料化が必要と考えますが、市の対応について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ふれあいバスは、主に川上小学校や二州小学校、八街東小学校などの児童に利用されており、運賃につきましては、大人の料金を200円とし、小中学校の児童・生徒の料金を100円としております。

現在、朝陽小学校児童の痛ましい事故を踏まえ、スクールバスの試験的運行を朝陽小学校においては、心理的ケアのため9月1日から行っており、二州小学校におきましては、自転車通学の代替・安全対策のため9月6日から行うところであり、県の委託事業であることから、無料としております。

この検証結果により、今後もスクールバスとして継続的な運行が考えられます。また、児童の中には、民間路線バスを利用して登下校している児童もいることから、費用負担のバランス等を考慮し、ふれあいバスの料金につきましても、引き続き、現行料金でのご利用をお願いしたいと考えております。

○木内文雄君

10月より、ふれあいバスの運行時間等が変更になりますが、今後、通学に合わせて変更等を考えていただければと思います。

次に、今回の事故の一番の要因は飲酒運転であると思います。飲酒運転に対する罰則が強化されているにもかかわらず、飲酒運転事故は令和2年度では2千522件、死亡事故は1

59件と減少傾向にあります。絶対にあってはなりません。

そこで飲酒運転撲滅について市内の企業への飲酒運転禁止の啓発活動についてですが、現在、市から各企業に対して注意喚起を啓発していただいておりますが、現在の状況についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の飲酒運転による重大事故を受け、7月9日に八街商工会議所のご協力の下、市内の1千450事業者を対象に、飲酒運転根絶及び安全運転と交通ルールの遵守をお願いする文書を送付したところでございます。

また、安全運転管理者協議会加入の35事業者、農業法人12事業者、介護事業所66事業者にも同文書を送付したところでございます。

○木内文雄君

飲酒運転は絶対あってはならないので、啓発活動をお願いしたいと思います。

また、市役所職員へのアルコールチェックの実施についてですが、市役所職員のアルコールチェックが始められたと伺いました。市職員のアルコールチェックの状況についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

これまで本市におきましては、安全運転管理者制度に基づきまして、安全運転管理者を選任し、庁用自動車等の安全運行に努めてまいりましたが、今回の重大事故を受けまして。さらなる安全運転管理として、8月20日から公務上の自動車運行前アルコール検査を実施することといたしました。

アルコール検査につきましては、公務において自動車を運転する前に所属長がアルコール検知器を使用して検査を行うとともに、体調を確認し、併せて免許証の確認も実施しております。

○木内文雄君

アルコールチェッカーの機種によっては回数に制限があり、一定回数を超えると反応が悪くなりますので、正しい運用をお願いいたします。

続きまして、空き地対策についてですが、所有者不明土地問題についてですが、人口減少、高齢化の進展に伴い、土地利用ニーズの低下や移住等で土地所有意識のは希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増えています。

相続問題も原因の1つと考えます。令和3年4月に相続法の改正がなされ、3年以内の相続等が行われない場合は罰則が科せられるようになりました。相続等が行われない等によって税金の徴収にも影響があると思います。

市として相続等を円滑にするための対応が必要と考えますが、市の対応についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

土地の所有者がお亡くなりになった場合、相続登記が行われますと、法務局から市へ所有者変更が通知されますので、その通知に基づきまして、固定資産税や都市計画税の納税義務者を変更しております。

しかし、相続人がいるにもかかわらず、速やかに相続登記が行われない場合は、次年度の課税に支障を来すため、相続人代表者指定届により納税通知書の送付先を届け出ていただいております。

この相続人代表者指定届も提出いただけない場合は、市が地方税法に基づきまして相続人代表者を指定して課税に影響が出ないように努めております。

このたびの不動産登記法や民法の改正により、相続登記の義務化や所有者不明土地管理制度が創設されたことについて、納税義務者に対してこれらの制度を周知し、円滑な相続等につなげてまいりたいと考えております。

○木内文雄君

相続については、市内に増えている空き地・空き家にも関係しますので、相続人や管理者を明確にすることが大切だと思います。これからもよろしく願いいたします。

続きまして、現在、八街市に所有者不明土地がどのくらいあるのか、お伺いします

○総務部長（會嶋禎人君）

固定資産税の方の納税義務者の関係から答弁させていただきますが、令和3年度7月末日の時点でございますけれども、納税義務者の中で相続人の不存在、あるいは納税義務が承継されていないという件数で申し上げますと、38件ございます。筆数にしますと119筆、面積にしますと約4万平方メートルとなっております。

○木内文雄君

非常に多いと感じますので、土地不明者がいなくなるようにしていただきたいと思います。

経済財政運営と改革の基本方針において所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう公的機関の関与による地域ニーズに対応した幅広い公的目的のための利用を可能にする等の提案がなされ、所有者不明土地措置法が令和元年6月に施行され、公共事業等活用しやすくなりました。所有者不明土地等の活用等について伺います。

○建設部長（市川明男君）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法がご指摘のとおり、令和元年度6月より施行されていることにつきましては承知しております。

この法律では、反対する権利者がおらず、かつ建築物がなく、現に利用されていない所有者不明の土地における公共事業の収用手続の合理化・円滑化に関すること、地域福祉増進事業の実施に関することが定められております。

しかしながら、一方では土地を利用する権利につきましては現行では最長10年間、土地

の賃料相当の金額を供託する等の必要もございまして、問題等もございまして。このため、関係各課等で法律の目的や内容につきましては情報を共有するとともに、今後、所有者不明の土地の有効活用等につきましては、調査研究してまいりたいと考えております。

○木内文雄君

現在、荒地地になっている改善にもつながることだと思いますので、早急な対応等、また利用できる場所があれば利用していただけるよう希望して、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で公明党、木内文雄議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

これで関連質問を終了いたします。

次に、誠和会、山口孝弘議員の代表質問を許します。

○山口孝弘君

誠和会の山口孝弘でございます。会派を代表いたしまして質問させていただきますので、執行部の皆様におかれましては明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

質問事項1、命を守る対策。要旨（1）通学路安全対策について質問させていただきます。

6月28日に発生した朝陽小学校の児童5名が下校途中に飲酒運転のトラックに巻き込まれるという悲惨な事故により、亡くなられた2名の児童のご冥福を心からお祈りいたします。また、負傷された3名の一日も早い回復を祈っております。

大変つらく悲しい事故であります。二度とこのような事故を起こさないためにも早急な対策が求められます。

そこで、事故後、交通安全プログラムの再点検が行われたところでございますが、子どもたちの命と安全を守るために、通学路安全対策の進捗状況と今後の整備計画についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

通学路安全対策の進捗状況については、緊急一斉点検及び取りまとめ会議を終え、関係部署による対応が進められております。

まず、交通事故が起きた市道102号線については、道路河川課が中心となり、外側線や横断歩道が引かれ、置きガードレール及び狭窄、ハンプが設置されました。

また、今後の整備計画につきましては、代表質問1、やちまた21、加藤弘議員に答弁したとおり、短期で対応できるとされた107か所につきましては、順次、対応を進めてまいります。

教育委員会としましては、交通安全教室の実施や教職員の研修に加え、危険箇所の画像や

位置情報等を活用した新しい安全マップ作りなど、安全教育の充実を図り、ソフト面による対策を推進します。

今後も関係部署と連携しながら、ハード面とソフト面の対応を効果的に組み合わせ、通学路の安全対策を着実に進めてまいります。

○山口孝弘君

答弁、ありがとうございました。

関係部署と連携と協力をしながら、今後の対応をお願いいたします。

次の質問に入りますが、通学路安全対策を早急に進めるためには、何といたっても、財源を確保しなければなりません。しかしながら、2年前に八街市に甚大な被害をもたらした台風15号、19号、豪雨災害に続き、昨年度から続く新型コロナウイルスの対応など度重なる災害に財政面への負担を危惧するところでございます。

そこで、通学路安全対策を進めるための財源確保につきましてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

通学路となっている市道の整備につきましては、多額の費用を要することから、財源確保のため、現在も国の補助制度を活用しているほか、財政負担の平準化を図るため、地方債を活用し、計画的に整備しているところでございます。

このため、今後も国の補助制度などを活用しながら、計画的に整備に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

答弁、ありがとうございます。

具体的には国の補助制度というのはどのような制度を使っていくのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

現行でございますと、社会資本整備総合交付金を活用させていただいているところでございます。

今回の事故を受けまして、交通インフラ、陸上交通、海上交通、航空交通におけます重大事故等が発生した場合の対策が補助の対象となります防災・減災対策等強化事業推進費が本年度活用できるということを国及び県よりご指導いただきました。現在、申請したところでございます。

なお、今現在につきましては、その内示を待っているところでございます。

○山口孝弘君

ぜひとも、今回、意識をしていただきたいのは、今回の事故というのは八街市の対応を八街市民のみならず、全国民が注視しているというところでございます。ぜひとも、スピーディーかつ、きめ細やかな対応をお願いしたいところでございますが、例えば、クラウドファンディングであったりとか、ふるさと納税など、あらゆる手段を活用しながら整備していく考えはあるのか、お伺いをいたします。

○総務部長（會嶋禎人君）

今回の事故を受けまして、八街にございますやちまた応援寄附金、この寄附金の使途の中に交通安全対策事業というのを設けて寄附はお受けしております。現在のところ、8月末でございますが、4件、このご寄附を頂いております。

それで、今、話題になりましたクラウドファンディングですけれども、これは担当の方も当然検討させていただきました。その中で、やはり、今回、対象というか、目的というか、そのきっかけが事故ということなので、ご遺族様とかご家族様の心情を考慮しまして、今回ばかりはちょっと控えさせていただきました。

それで、全国的に見ましても、災害復旧の寄附というのは、当然たくさんあるんですけれども、こういった事故等を起因とした寄附というのは、今、調べている限りでは見当たらないということですので、今回は見送っております。

○山口孝弘君

様々な考えがあるとは思いますが、やはり、スピーディーかつ、きめ細やかなところを考えますと、様々な方策を考えていく必要があるだろうというふうに考えますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

次の質問に入りたいと思います。

先ほど、市長の答弁でも、早期に対応できる107か所については、順次対応して行くという答弁もお聞きいたしました。

子どもたちの安全を守るためには、今まで以上に見える化を図り、多くの皆様の見守りなどのご協力が必要不可欠でございます。そのためにも、通学路の現状や危険箇所の周知など、保護者や見守り隊のみならず、地域が一体となった対応が必要であると感じております。

そこで、通学路危険箇所の周知や通学路整備計画の周知についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

危険箇所や整備の方向性については、児童・生徒・保護者だけでなく、市民に対しても周知していきます。

そのために、教育委員会といたしましては、通学路における危険箇所や緊急点検の経過について関係部署と協議した内容を、学校だよりや八街市のホームページを通じて発信していきます。

保護者や地域の方々と情報を共有することで、見守りや声かけ等のボランティア活動の活性化といったソフト面の充実につなげてまいります。

○山口孝弘君

やはり、PTAや見守り隊、地域の方々が知らない、分からないでは地域ぐるみの安全対策が図れませんので、工夫をしながら、丁寧に周知を図っていただき、互いに協力しやすい環境も含めて確立をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、スクールバスの導入についてでございます。

さきの臨時会でも議論がございましたが、事故のあった児童・生徒の安全確保のため朝陽小学校が先行して行っており、あわせて自転車通学である二州小学校の2校の導入が決定したところでございます。

しかしながら、この2校以外にも危険な通学路は多々ございます。スクールバスの導入を望む声が日に日に強くなっているのではないのでしょうか。スクールバスの導入を含め、その後の動向や進捗状況につきましてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

スクールバスの導入については、代表質問1、やちまた21、加藤弘議員に答弁したとおり、児童の登下校における安全確保のため、朝陽小学校と二州小学校の2校を調査検証校とし、スクールバス運行の効果や可能性について検証していきます。

そのほかの学校のスクールバスの運行については、今後、国の動向も注視しながら、慎重に検討していかなければならないと考えております。

教育委員会といたしましては、スクールバスの運行とともに、各学校において「学校安全の手引」を活用した危険予測の学習や、新しい安全マップ作りなどの安全教育を充実させることによって、自ら安全に対して主体的に考える力の育成を図ってまいります。

○山口孝弘君

菅総理からは「全国に先駆けて市内全小中学校の送迎スクールバス運行を支援する」とモデル事業として位置付けると考えを示しました。

教育長の答弁では、調査検証校としての答弁でございましたが、そもそも、これはモデル事業の位置付けなのか、検証事業のような調査をするためのものなのか、まずはここを確認させていただきたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

今回の検証事業につきましては、国の委託事業であります学校安全総合支援事業を活用するもので、事業を実施する市町村が独自に事業内容を設定し、事業の実施と、その効果や問題点を検証するものです。

具体的な事業内容につきましては、先ほど答弁したとおり、児童の登下校における安全確保のため、朝陽小学校と二州小学校の2校を調査検証校とし、スクールバス運行の効果や可能性について検証するものです。その結果を基にスクールバス運行の導入の可能性について慎重に考えていきたいと思っております。

○山口孝弘君

分かりました。検証事業ということで理解をさせていただきます。

スクールバスの導入の拡大につきましては、市からも国に対しての要望でも、県から国に対しての要望でも、国の制度の助成の要件の緩和や補助率の拡大等々を求めているわけがございます。これからも国に対し制度の緩和、拡充を粘り強く求めていただきたいというふう

に思います。

そして、新たな形でのスクールバスの導入について、まずは小学校の危険箇所から、ふれあいバスを含めたハイブリッド方式でのスクールバス計画が必要なのではないかなというふうに考えます。また、学区にとらわれない方式であったりとか、全ての学区を補わないでも、一部の形でも目に見える形で進めていただき、それが八街方式として全国の先駆けとなるようなスクールバス導入の拡大をぜひとも目指していただきたいと思いますが、いま一度、教育長の考えを伺えるでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほども答弁させていただきましたように、今回の検証事業を大事にしながら、その他の学校のスクールバスの導入については可能性を探っていきたいと思っております。

先ほど、議員の方からありましたハイブリッド型も私の方も考えておるところでございます。スクールバスとして、ふれあいバス、路線バス等々、様々な形を使った安全な登下校の方法がないものか、これから模索していくということを思っております。

○山口孝弘君

ぜひとも、これは北村市長にもお伺いしたいんですが、北村市長の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

スクールバスの導入につきましては、これまで僻地における通学支援、あるいは近年の学校の統廃合による遠距離通学が必要となったときに児童・生徒のために運行するスクールバスはございますが、今回、本市で取り組む通学路の安全確保の手段として、また事故後の心理的ケアとして運行させるスクールバスは、全国でもあまり例のない事業だというふうに考えております。

本市といたしましても、このスクールバスを運行する中で生じる課題、あるいは効果等々をしっかりと検証しながら、国の動向をしっかりと注視しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

二度とこのような事故が起きないように、全国の手本となるような八街方式をぜひとも構築していただきたいと思います。

そして、国への要望を含め、そのための行動をぜひともお願いいたします。

次に、要旨（２）新型コロナウイルス対策について質問させていただきます。

デルタ株の急速な感染拡大の下、４度目の緊急事態宣言が２１都府県に出され、今もなお感染拡大が広がっており、予断を許さない状況となっております。

そういった中、感染予防と重症化リスクを抑えることが期待される新型コロナウイルスワクチン接種が進められておりますが、現状につきましてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

代表質問１、やちまた２１、加藤弘議員にお答えしましたとおり、８月３０日現在の新型

コロナワクチンの接種状況は、1回目が54.2パーセント、2回目が42.5パーセント、65歳以上の高齢者につきましては1回目が85.2パーセント、2回目が83.1パーセントとなります。

現在、基礎疾患を有する方や高齢者施設等従事者への接種と併せまして、45歳以上の方と12歳から18歳の方、妊婦とそのパートナーへの接種を進めております。

9月中旬には、40歳から44歳の方に、10月には、39歳以下の方へ接種を開始いたします。

今後、ワクチン供給量なども確認しながらになりますが、予約期間の拡大、接種回数が増など、市内医療機関と調整しながら、接種の早期実施ができるよう検討してまいります。

○山口孝弘君

ありがとうございます。

他市町村の接種スピードを考えますと、さらに接種ができる体制を備える必要性があるのではないかなというふうに思います。

職域接種も多くこのところでは始まっておりますので、市内の感染状況を見ますと、20代、30代、40代の感染が多い状況でありまして、若年層の早期の接種を早める必要があるのではないかなと思います。

その考えにつきましてお伺いをいたします。

○市民部長（吉田正明君）

若年層の方の接種の前倒しということでございますけれども、現在の状況ですと、接種をお待ちいただいている方がまだ多い中で、予約年齢だけを開放してしまいますと、高齢者の皆様の予約を受けたときに、かなりご負担をおかけした。予約の電話、あるいはサイトへのアクセスというものが集中してしまいまして、かなり予約が取りづらい状況になってしまったと。こういった同じような状況になってしまうというようなことが危惧されるところでございます。

議員がおっしゃいますとおり、年齢制限がなく予約が取れるといった自治体があるということは承知をしているところではございます。

今後、本市におきましても、予約の状況ですとか、あるいは医療機関との調整状況、こういったものを鑑みながら、可能な限り、前倒しは進めまして、早期に市民の皆様へ接種ができるよう努めてまいりたいと、そういうふうに考えているところではございます。

なお、昨日にはなりますが、40歳から44歳までの方については予約を開始する旨の通知の方を出させていただきました。こういった予約の開始をお知らせするようはがきの発送時期、こういった情報につきましても、遅滞なくしっかり発信してまいりたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

なるべく早く接種ができるような体制を整えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次の質問に入ります。

新型コロナウイルスに関しては、「正しく恐れる」ということが何よりも大事であると感じております。ワクチン接種も同じことが言え、任意であるワクチン接種に対し、正しい知識を持ってメリットとデメリットを理解していただくことは、特に若い世代の接種拡大にもつながり、極めて重要だと感じております。

そこで、新型コロナウイルスワクチン接種による副反応の周知についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナワクチンの接種後には、体がワクチンに反応して、接種部位の痛みなどの局所反応や、発熱、頭痛などの全身性の反応が生じる可能性があり、1回目より2回目の方が多く、年齢が上がるにつれて頻度が低くなるようです。

こうした情報は、接種券や予診票と同封したご案内に記載しているほか、副反応やアナフィラキシーなどに関する情報や、千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口の電話番号を、接種会場にも掲示してあります。

ワクチン接種によるメリットが副反応のリスクより大きいことから、国は、接種をお勧めしております。

接種は、体調が悪くないときに受け、接種後はゆっくりお過ごしください。

接種後の痛みや発熱に対しては、市販の解熱鎮痛剤で対応いただくことも考えられます。

こうした副反応に関する情報は、市ホームページから厚生労働省の情報にアクセスできますので、接種に対する不安が少しでも解消できるよう周知を継続してまいります。

○山口孝弘君

ぜひとも、分かりやすい周知をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

ワクチン接種が進むにつれて心配されることの1つに、今回の接種というのは任意の接種でございますので、職場先であったり、学校などにおいて、接種した人としていない人に分かってしまい、いじめや差別に発展する可能性が極めて高くなるおそれがございます。

そこで新型コロナウイルスワクチン接種でのいじめや差別を防ぐための対策につきましてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナワクチンについては、発症予防効果など、ワクチン接種のメリットが副反応のリスクより大きいことを確認して、皆様に接種をお勧めしております。

しかしながら、接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものであり、受ける方の同意なく接種が行われることはありません。

また、明らかに発熱している方や、重い急性疾患にかかっている方、ワクチン成分に対し、重度の過敏性の既往歴のある方などは、接種を受けることができません。

国は、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な扱いをすることのないよう、呼びかけております。

職場におけるいじめ・嫌がらせなどに関する相談窓口や人権相談に関する窓口も設けております。

本市といたしましても、市ホームページや広報やちまたなどにより、随時、こうした情報を市民の皆様方にお知らせしてまいります。

○山口孝弘君

ぜひともよろしく願いいたします。特に教育現場におかれましては注視していただき、様々な実践事例もあるというふうに聞いておりますので、いじめや差別につながらないようによろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

前の質問にも関連することですが、「リスクコミュニケーション」とは、新型コロナウイルス感染症について、全員が情報を共有し、対話や意見交換を通じて意思の疎通を図ることによって、意識の共有やお互いの信頼関係を構築することです。

すなわち、情報発信におきまして、市民がしっかりと市の発信を受け止めて、その呼びかけに応える行動が取れるのかということが大事でありまして、例えば防災無線でのメールであったりとか、繰り返し同じようなことを言われますと、聞く気になれないとかなどと言われられないような工夫と対応が必要であるというふうに感じております。行政が信頼を得るためには、正確さ、迅速さ、根拠を示すことが重要でございます。

そこで、コロナ禍における「リスクコミュニケーション」につきましてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

代表質問1、やちまた21、加藤弘議員にお答えしましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策及び行政運営における情報発信としてのリスクコミュニケーションの重要性は認識しており、市ホームページや広報やちまた、公式ツイッター、メール配信、防災行政無線や青パトによる情報発信を継続してまいりますとともに、より細やかな広報活動に努めてまいりますと存じます。

○山口孝弘君

市民の皆様は、やはり、市から頂く情報というのは大変重要だというふうに感じておるところでございます。工夫をしながら、市から来る情報に対して敏感に反応できる、行動できる、そのような情報発信をこれからもよろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、生活に困っている市民の皆様や事業者の方々をはじめ、国、県、市では、様々な支援策を行っておりますが、先の見えない状況の中、事業者の皆様から今後の経営について不安の声を伺っているところでございます。いつかはwithコロナからafterコロナに移行すると信じておりますが、経済が大きな転換期を迎

えるとも言われており、これからの対応が大きく左右するといっても過言ではございません。

そこで、withコロナ、afterコロナの経済対策について市の考えをお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動や生活様式に大きな変化を強いられる中、国・県におきましては、「持続化給付金」及び「中小企業再建支援金」等の給付金による支援をはじめ、資金繰り支援のための特別貸付等の金融緩和策並びに雇用維持を図るための助成金等、様々な支援を行ってまいりました。

本市におきましても、代表質問1、やちまた21、加藤弘議員に答弁いたしましたとおり、昨年度は急激に落ち込んだ経済をいち早く支援するため、「八街市中小企業元気アップ給付金事業」を実施し、売上げが前年同月と比較して20パーセント以上減少した中小企業等に対しまして、一律10万円を支給いたしました。

また、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と併せまして、事業の維持・継続を図るとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた新しい生活様式等の対策を講じた事業者に対し、その必要経費について1事業者当たり10万円を上限に支援する「八街市中小企業等新しい生活様式応援事業補助金」を支給しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症がもたらした急速な社会変動は、リモートワーク対応、多様な働き手・働き方の受入れ、ビジネスのオンライン化やデジタルコミュニケーションといった取組を事業者に求めており、これらに適応していくことはアフターコロナの企業経営と地域の持続可能性につながるものと考えております。

今後、ワクチンの普及や治療薬の開発等により、感染状況にある程度コントロールできる時期を見据えながら、地域経済再興のための施策を展開していくことが重要であると認識しておりますので、こうした新しい時代への取組を含め、必要な方に必要な支援が行き届くよう、八街商工会議所と連携を図りながら、スピード感をもって対応してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

答弁、ありがとうございました。

現時点におきまして具体的に考えていることがあれば、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

市長の答弁にもございましたが、この先、感染の収束がなかなか見えない中で、アフターコロナにつきましては、今後も感染の波が繰り返す中で、オフィスや店舗の造り、働き方、人材採用、営業やマーケティングの仕方など、多様なビジネスモデルが企業に求められていると考えております。これらに適用していくことが事業継続に必要であると考えております。

こうした取組に対応するための支援を含め、今後もコロナ禍における経済状況の変化に
じ、国・県の動向に注視しながら、適切なサポートを実施できるよう検討してまいりたいと
考えております。

○山口孝弘君

経済対策におきましては、難しい局面を迎えることが予想されますので、先手先手の対応を
ぜひともお願いいたします。

次に、要旨（3）の防災力の強化につきまして質問させていただきます。

2年前、令和元年の台風15号、19号、10月25日の豪雨災害によりまして甚大な被
害を受けたことは記憶に新しいところでございます。いまだに爪痕を残しておるところで
ございますが、この災害を教訓に新たな災害に対する対応を市としても進めていかなければ
なりません。

そこで、治水対策の進捗状況につきましてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

治水対策の進捗状況につきましては、令和元年の台風15号等による影響もあり、現在、
上砂地区の排水路改修工事を継続的に進めているところでございます。

また、事業完了後につきましては、大関地区の排水路も一部破損や機能が失われている箇
所もあることから、冠水対策も含め計画的に改修工事を行ってまいりたいと考えております。

その他の排水路につきましても、被害の軽減につながるよう部分的な補修や適切な維持管
理を行ってまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。

次に、倒木対策の進捗状況につきましてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

倒木対策につきましては、昨年度、砂地区、市道115号線沿いの森林、約1千300平方
メートルを千葉県補助事業である災害に強い森づくり事業を活用いたしまして、樹木伐採、
運搬及び植栽などを行いました。

今年度につきましても、災害に強い森づくり事業を活用いたしまして、八街南中学校付近
の市道216号線沿いの森林、約7千平方メートルの伐採などを計画しておりまして、現在、
土地所有者の同意をいただいたところでございます。

この候補地は、通学路となっております。度々倒木被害が発生している箇所であり、高
圧電線があることから、早期に事業着手してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

治水対策、倒木対策は、対策をしっかりと、そしてしっかりと整備をしていけば、これか
ら起こり得る災害の被害を最小限に食い止めることができます。安心安全を守るための対応

をこれからもよろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で誠和会、山口孝弘議員の代表質問を終了いたします。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

○山田雅士君

すみません、山田雅士です。

山口議員の代表質問に対する関連質問を幾つかさせていただきます。

6月28日、飲酒運転による事故により、児童・生徒が被害に遭い、2名の児童の命、そして3名の方がまだ重症ということで回復を願う次第でございます。また、亡くなられた方にはご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、通学路の安全対策ということで、加藤議員、木内議員よりそれぞれ通学路安全対策の質問があったところではありますが、今回の事故を受け、毎年、小学校で行っている交通安全教室に関してなんですけれども、やはり、この事故を受けて交通安全教室の重要性が非常に増したのではないかと思います。交通安全教室の内容等がどのようになるか、お聞かせいただければと思います。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

各小学校の交通安全教室の内容は、佐倉警察署の方をお招きいたしまして、道路の歩き方や渡り方など、DVDを視聴し、基本的な交通ルールの指導を受けております。

今回新たな取組といたしまして、地区児童会で通学路の危険箇所の確認をし、安全な道路の歩き方、渡り方について指導をいたしました。

また、小学校において教員による下校時の付添いを行うことで、児童の安全を確保しております。

今後も佐倉警察署、保護者、地域の方々と連携しながら交通安全指導に取り組んでまいります。

○山田雅士君

ぜひとも、そういった交通安全教室による指導によって、二度と児童・生徒が被害に遭わないよう学校側としてもお力添えをよろしくお願いいたします。

また、通学路の整備という部分でなんですけれども、市長の答弁にもありましたとおり、朝陽小学校前を通る市道102号線や住野16号線には、外側線などが引かれ、置きガードレールや狭窄、ハンプなどが設置されました。もちろん、こちらは児童・生徒の安全を守るために非常に大事なことでありますが、その反面、このことにより、道路の幅が狭くなり、車同士の事故の懸念という部分も考えられるのですが、その部分をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

ご指摘のとおり、当該道路の現況の幅員の中で、まず可能な限り、歩行者の安全を確保することが必要であったことから、通行する車両の速度を落とす対策及び交通量を絞る対策といたしまして、外側線などの新設、あるいは引き直しを実施いたしまして、車道の幅員を4メートルとさせていただきました。また時速30キロメートルの速度規制のほか、8月30日からは大型自動車などの通行止め規制も実施されております。

ご指摘のとおり、事故はいつ起こるか分かりませんが、警察の統計的な調べでは時速30キロメートルを下回ると、死亡事故率が大幅に低下すると言われていたことから、今回、このような安全対策を取らせていただいたものでございます。

なお、この交通安全対策につきましては、国や県、警察の方々から専門的な技術支援を得ながら取りまとめたものでございますので、ご理解いただければと思っております。

○山田雅士君

もちろん、何より大事なのは歩行者、児童・生徒の安全という部分なので、こういった状況になるのはやむを得ないのかなと思います。

そして、この状況を踏まえて、やはり、ドライバーの方には、より一層安全運転を心がけていただいて、少しでも悲惨な事故が今後置きないように、地域全員で、車に乗る人、歩行者全員でしっかり対応していかなければいけないのかなと思います。

では、次に、新型コロナウイルス対策についてですけれども、ワクチン接種の状況は、こちらに加藤議員、そして山口議員の質問で、それぞれ市長から答弁いただきました。

また、その中でワクチン接種は、あくまで任意であり、強制されるものではないということを書いていただきました。

現状では様々な情報が交錯しており、その中で積極的にワクチンを打つ人、あるいはワクチンは打ちたくないという考えを持っている人、様々おられます。

その中でモデルナ製のワクチンにおいて異物混入というニュースが流れ、そういった部分を不安視する方もいらっしゃいます。

その中で、今、国産のコロナウイルスワクチンの開発というのも進んでいるのですが、今後、コロナウイルスワクチンが接種できる状況、その可能性について伺います。

○市民部長（吉田正明君）

国産ワクチンの状況というご質問でございますが、大変申し訳ございませんが、私、現時点におきまして、国産ワクチンの状況については承知をしておりません。

そういった中で、厚生労働省のホームページ等を見ていますと、現在、市民の皆様の方に接種をしております、ファイザー製のコロナワクチンと同じ、メッセンジャーRNAワクチンのほかに、不活化ワクチン、あるいは組換えタンパクワクチン、DNAワクチンなど、いろいろなワクチンが開発されて、その試験が行われているという状況のようでございます。

国内で開発されている主なものでも、今現在、5種類のワクチンがそこには掲載されておりました。

こういったワクチンが実際接種できる時期等につきましては、当然まだ市町村において、

そういった情報については全く来ておりません。

また、今、1回目と2回目に別のワクチンを接種するとの交差接種といったようなものも議論されているようでございますけれども、こういった場合に、その運用の時期等々を含めまして、まだまだ検証が完了するまでには一定の期間が必要なのではないかなと思います。

いずれ、今後、こういった情報につきましては、国あるいは県の方から市町村の方に情報が下りてくるとおられますので、そういった情報につきましては、随時、皆様の方に提供の方をさせていただきたいというふうに考えております。

○山田雅士君

ワクチン接種の可能性を広げるという意味では、そういった情報を注視しながら、国産の新型コロナウイルスワクチンが打てるようになりましたら、ぜひとも積極的な導入をよろしくお願いたします。

それでは、最後に、withコロナ、afterコロナの経済対策ということで、市長から、部長からそれぞれ答弁がありましたけれども、現状では様々な支援策ということで紹介もいただきました。市内の事業者は本当に、今、大変な思いをしていらっしゃると思います。

その中で、現在の市内の経済状況を把握するために、調査や、例えば事業者に対するアンケート等、何かそういったことを行っているのか、お聞きしたいと思います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大し始めました昨年4月に、八街商工会議所では事業者に対してアンケート調査の方を実施しております。その結果は、売上げの減少、事業活動への影響があると答えた方が大半の方がいらっしゃいました。また、その後に初の緊急事態宣言発出により、先行きが非常に不安と回答した事業者の方が多くおられました。

また、今年度、先般8月に景気動向調査の方も実施しております。これにつきましては、売上げについては既にコロナが蔓延しておりました昨年8月と比較して、さらに減少したと回答した事業者の方が全体の73パーセントを占め、先行き3か月の見込みといたしまして、現状が続く、もしくはさらに減少すると回答した事業者の方が全体の92パーセントとなりました。

長期化するコロナ禍と変異株の猛威により、過去最大の感染拡大により、営業状況が大変厳しい状況であると捉えております。

行政の要望といたしましては、継続的な支援金制度や税制面での優遇措置、雇用維持のための施策など、様々な意見が出ておりました。事業者の皆様の実情を正確に把握し、今後の政策立案に活かしてまいりたいと考えております。

市の方でも、現在、中小企業等に対する支援策につきましては、検討を始めているところでございます。

○山田雅士君

ぜひとも、そういった声をしっかり受け止めて、様々な支援策を講じていただき、コロナが

収束した後も、八街市で各事業者が今までと同じように経済活動ができることを強く願っています。私の質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で山田雅士議員の関連質問を終了いたします。

ほかに関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

これで関連質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

日程第4、休会の件を議題といたします。

明日9月4日から9月6日は休日及び議案調査のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

9月4日から9月6日は休会することに決定いたしました。

本日の会議はこれで終了します。

9月7日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 2時15分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
